

「こども誰でも通園制度」について ～基礎資料集～

こども家庭庁 成育局 保育政策課

もくじ

- ①保育政策の新たな方向性について・・・P3~
- ②こども誰でも通園制度について・・・P6~
- ③総合支援システムについて・・・P15~
- ④手引・・・P21~
- ⑤参考情報・・・P49

保育政策の新たな方向性について

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

➡ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

➡ 地域でひとりひとりの子どもの育ちと子育てが
応援・支援される

➡ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

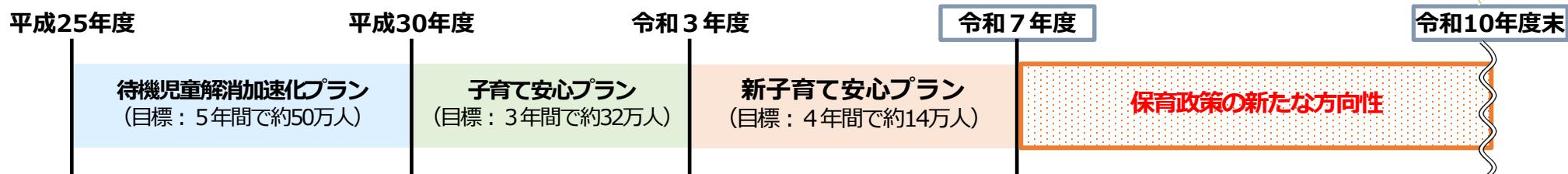


待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全ての子どもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等



・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】

・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】

→ 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換

・全ての子どもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)

→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、全ての子どもと子育て家庭を支援することも重要に

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るために、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供や子ども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全ての子どもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、子どもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全ての子どもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。

【保育所等の子ども・子育て支援の機能を強化し、全ての子どもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備
- ・円滑な運用や利用の促進 等

○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

○家族支援の充実、地域の子ども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善
- ・経営情報の見える化の推進 等

○保育DXによる業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進
- ・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○働きやすい職場環境づくり

- ・保育補助者等の活用促進 等

○新規資格取得と就労の促進

- ・資格取得や就業継続の支援の充実 等

○離職者の再就職・職場復帰の促進

- ・保育士・保育所支援センターの機能強化 等

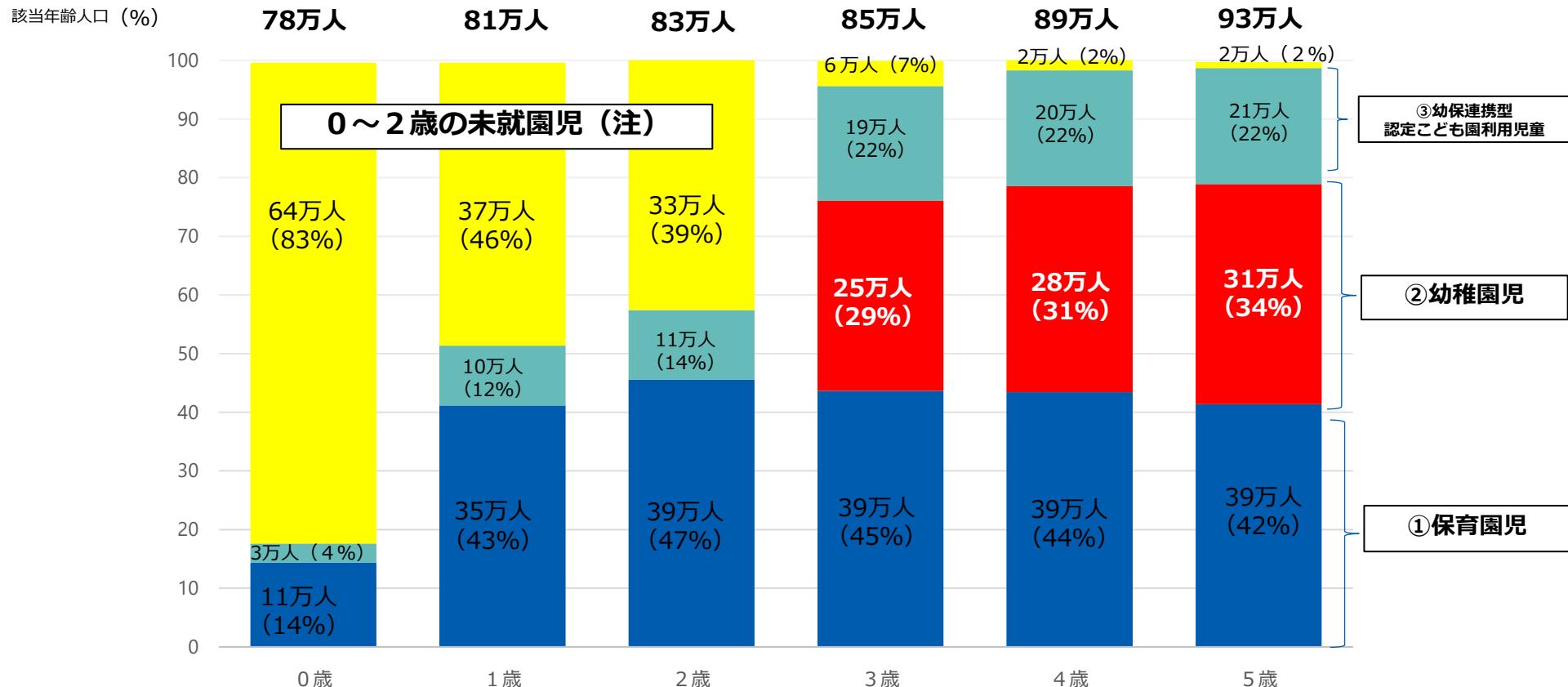
○保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等

こども誰でも通園制度について

年齢別の未就園児の割合（令和5年度）

- 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約134万人）、3～5歳児の約4%（約10万人）となっている。



(注)各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和5年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における該年齢と該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和5年度「認定こども園に関する状況調査」（令和5年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和5年度「学校基本調査」（確定値、令和5年5月1日現在）より。

※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和5年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和4年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「就園していない児童」は、該年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

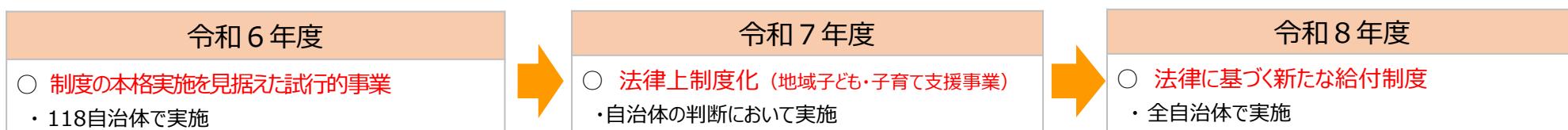
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
- （※）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



現状・課題等

- 0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全ての子どもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 **[R6.6成立]** で、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設 **[R7.4 制度化 R8.4 本格実施]**



- 令和7年度の施行に向けて、**令和6年度は試行的事業を実施**（118自治体）

- ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・単価（補助基準） : こども一人1時間あたり850円
- ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）

- 令和7年度の制度化、令和8年度の本格実施（給付化）に向けて、制度詳細の検討、施設整備、研修の充実、システム整備等を着実に進めていく必要がある

こども誰でも通園制度
「ロゴマーク」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

令和7年度に制度化、令和8年度に給付化し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援

✓対応のポイント



- こども誰でも通園制度を着実に施行
- 令和8年度から全ての自治体で実施され利用が進むよう制度の構築と体制の整備を推進
- 実施の状況を踏まえた制度・運用の改善

- 令和7年度から、こども誰でも通園制度を児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として制度化。子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体が実施

- ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・単価（補助基準） : 年齢に応じた単価を設定
- ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）

- 令和8年度の給付化に向けた制度の構築（公定価格の設定等）、自治体支援や普及啓発等を進める

- 実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援 **[R6補正]**

- こども誰でも通園制度のための新たな研修内容や研修ツールを構築・作成し、こども誰でも通園制度の特性等を踏まえた人材育成を推進

- 障害児・医療的ケア児も通園できる環境整備、要支援児童の対応充実

- 制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及 **[R7～]**

- 制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用 **[R7～]**

- 全てのこどもたちがこども誰でも通園制度を通じて健やかに成長できる環境を作る
【こども誰でも通園制度の実施割合（自治体） : 100%（令和8年度）】

第1 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討の背景

- 全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を創設
- 令和7年度の制度の在り方、令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

第2 令和7年度の制度の在り方について

①令和7年度の利用可能時間

- ・制度の本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすること、保育人材確保の状況等を踏まえ、月10時間。

②対象施設及び認可手続

- ・多様な主体の参画を認める観点から、対象施設自体は限定しない。認可基準を満たしており、適切に事業を実施できる施設であれば認める。

③対象となる子ども

- ・伴走型相談支援等が実施されていることや、安全配慮上の懸念にも鑑み、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。

④利用方式

- ・こども・保護者のニーズは様々であること等を踏まえ、利用方式については法令上の規定を設けない。

⑤実施方式

- ・一般型、余裕活用型を法令上位置付けた上で、子どもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認める。

⑥人員配置基準

- ・「子どもの安全」が確保されることを前提に、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。

⑦設備基準

- ・試行的事業の実施状況等を踏まえ、一時預かり事業と同様の設備運営基準とする。

⑧安定的な運営の確保

令和7年度予算 ※取りまとめ後追記。
0歳児:1,300円 1歳児:1,100円 2歳児:900円

- ・年齢に応じた補助単価、障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、しっかりと運営できるものとなるよう設定。

⑨その他の事項（手引、総合支援システム）

- ・実施に当たっての手引について、自治体や検討会の構成員等の関係者の意見を聴いてとりまとめ、年度末までに示す。
- ・予約管理・データ管理・請求書発行機能を有するシステムについて、令和7年度から運用開始を予定。運用開始後も運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要な改修を行っていく。

第3 令和8年度の本格実施に向けて

①令和8年度以降の利用可能時間

- ・令和7年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き検討。

②給付化に伴う公定価格の設定

- ・令和8年度からの給付化に伴い、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう公定価格を設定する必要。

③こども誰でも通園制度の従事者に対する研修

- ・安全性や専門性を担保するため、従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き検討。

④市町村による提供体制の整備と広域利用の関係

- ・市町村は子ども・子育て支援事業計画に量の見込みを記載した上で、提供体制を確保。広域利用の在り方も含めて整理が必要。

⑤令和8年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等

- ・全ての市町村が量・質両面から提供体制を確保等できるよう、こども家庭庁・都道府県による支援が必要。

第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。

- 実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、この制度の趣旨目的を理解するとともに、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、適切に事業を実施する上で参考となる事項をお示しする。

目次

I 基本的事項

①制度の意義

1. 基本的な考え方
2. 子どもの成長の観点からの意義
3. 保護者にとっての意義
4. 保育者にとっての意義
5. 事業者にとっての意義
6. 制度の意義を実現するための自治体の役割

②令和7年度の制度の概要

1. 制度の概要
2. 事業の全体像

II 事業実施の留意事項

①共通事項

2. 通園初期の対応
3. 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
4. 特別な配慮が必要な子どもへの対応
5. 計画と記録
6. 保護者への対応
7. 要支援家庭への対応上の留意点
8. その他

III その他の留意点等

1. 個人情報の取扱いについて
2. 他制度との関係
3. 職員の資質向上等

＜子ども・子育て支援交付金＞令和7年度予算額 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

事業の概要

【対象児童】保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、
地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター 等

【実施方法】一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単 価】補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、子どもの年齢に応じて、こども一人1時間当たりの単価を設定。

※子どもの年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても単価を設定。

| こども一人 1時間当たり単価 | |
|-------------------|--------|
| 0歳児 | 1,300円 |
| 1歳児 | 1,100円 |
| 2歳児 | 900円 |
| 障害児加算 | 400円 |
| 要支援家庭のこども加算 | 400円 |
| 医療的ケア児加算 | 2,400円 |

実施主体等

【実施主体】
市町村

【補助単価】
人口規模に応じ、補助基準額の上限を設定する。
これに加え、賃借料加算（※）を設ける。
(※) 1事業所当たり年額3,066千円
(令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る)

【補助割合】
国：3/4 市町村：1/4

| | ①乳児等通園支援事業 の実施に必要な経費 | ②指導監督員の雇上 げに必要な経費 | 合計 |
|--------------------|-------------------------|----------------------|-----------|
| 人口100万人以上 | 167,430千円 | 18,252千円 | 185,682千円 |
| 人口50万人～ 100万人未満 | 134,180千円 | 9,126千円 | 143,306千円 |
| 人口10万人～ 50万人未満 | 125,568千円 | 4,563千円 | 130,131千円 |
| 人口5万人～ 10万人未満 | 37,189千円 | 4,563千円 | 41,752千円 |
| 人口5万人未満 | 17,214千円 | 4,563千円 | 21,777千円 |

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（R7予算）

【実施施設】 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等
(※基準を満たしていれば施設類型は問わない)

【対象となるこども】 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【利用可能時間（補助基準）】 こども一人当たり「月10時間」を上限

【単価（補助基準）】 0歳児一人1時間当たり1,300円
1歳児一人1時間当たり1,100円
2歳児一人1時間当たり 900円
(※障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算有)

【利用料】 1時間当たり300円程度を標準に徴収可

【利用方法】 定期利用（園・曜日・時間固定）/柔軟利用
(※親子通園も可（長期間続く状態とならないよう留意）)

【実施方法】 一般型（専用室/在園児合同）/余裕活用型（空き定員活用）

【職員配置・設備基準】 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

こども誰でも通園制度の人員配置・設備運営基準等

| 事項 | 内閣府令案 | 考え方 |
|----------------------------------|--|--|
| ①対象施設 【児童福祉法施行規則】 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所 ・家庭的保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・幼稚園 等 <p>※認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。</p> | 多様な主体の参画を認める観点から対象施設は限定をせず、適切に事業を実施できる施設であれば認めることがある。 |
| ②対象となる こども（年齢） 【児童福祉法施行規則】 | 0歳6か月～満3歳未満 | 0歳6か月までの期間については伴走型相談支援事業等が実施されていることや、安全配慮上の懸念を踏まえ、対象となるこどもの年齢については、0歳6か月～満3歳未満とする。 |
| ③認可手続 【児童福祉法施行規則】 | 家庭的保育事業等と同様※1 | 家庭的保育事業等と同様の仕組みとする。その上で、市町村の事務負担を鑑み、法令に反しない範囲で手続を簡素化できる方策として市町村において参考としていただける内容を事務連絡においてお示しする。 |
| ④利用方式 | 法令上規定しない | こども・保護者ともにニーズは様々であること等を踏まえ、自治体や事業者において実施方式を選択したり、組み合わせたりして実施することを可能とし、利用方式については、法令上規定しないこととする。 |
| ⑤実施方法 【設備運営基準】 | <ul style="list-style-type: none"> ①一般型 ②余裕活用型 | <p>試行的事業に引き続き、実施方法として、一般型、余裕活用型を法令上位置づける。</p> <p>その上で、こども誰でも通園制度は、「通園」を基本する制度であるが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認めることがある。</p> |
| ⑥人員配置基準 【設備運営基準】 | <ul style="list-style-type: none"> ①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※2 <p>※2 分の1は保育士</p> <ul style="list-style-type: none"> ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による | <p>「こどもの安全」が確保されることを前提とした上で、試行的事業の実施状況も踏まえ、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。</p> <p>※通常の保育や一時預かり事業との相違があることを踏まえ、令和8年度の本格実施に向けて、従事者に対する必要な研修の内容や実施方法の検討を進める。</p> |
| ⑦設備の基準 【設備運営基準】 | <ul style="list-style-type: none"> ①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※3 <ul style="list-style-type: none"> ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による | 試行的事業を実施する事業所類型が多様であることや、試行的事業から制度化に当たって円滑に移行していく必要性を踏まえ、試行的事業に引き続き、一時預かり事業と同様の設備基準を定めることとする。 |

※1 事業を実施するにあたっての経済的基礎や社会的信望、設備運営基準への適合状況について市町村が審査し、認可を行う。

※2 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を2分の1以上。なお、保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修又は家庭的保育者基礎研修と同様の研修）を修了した者とする。

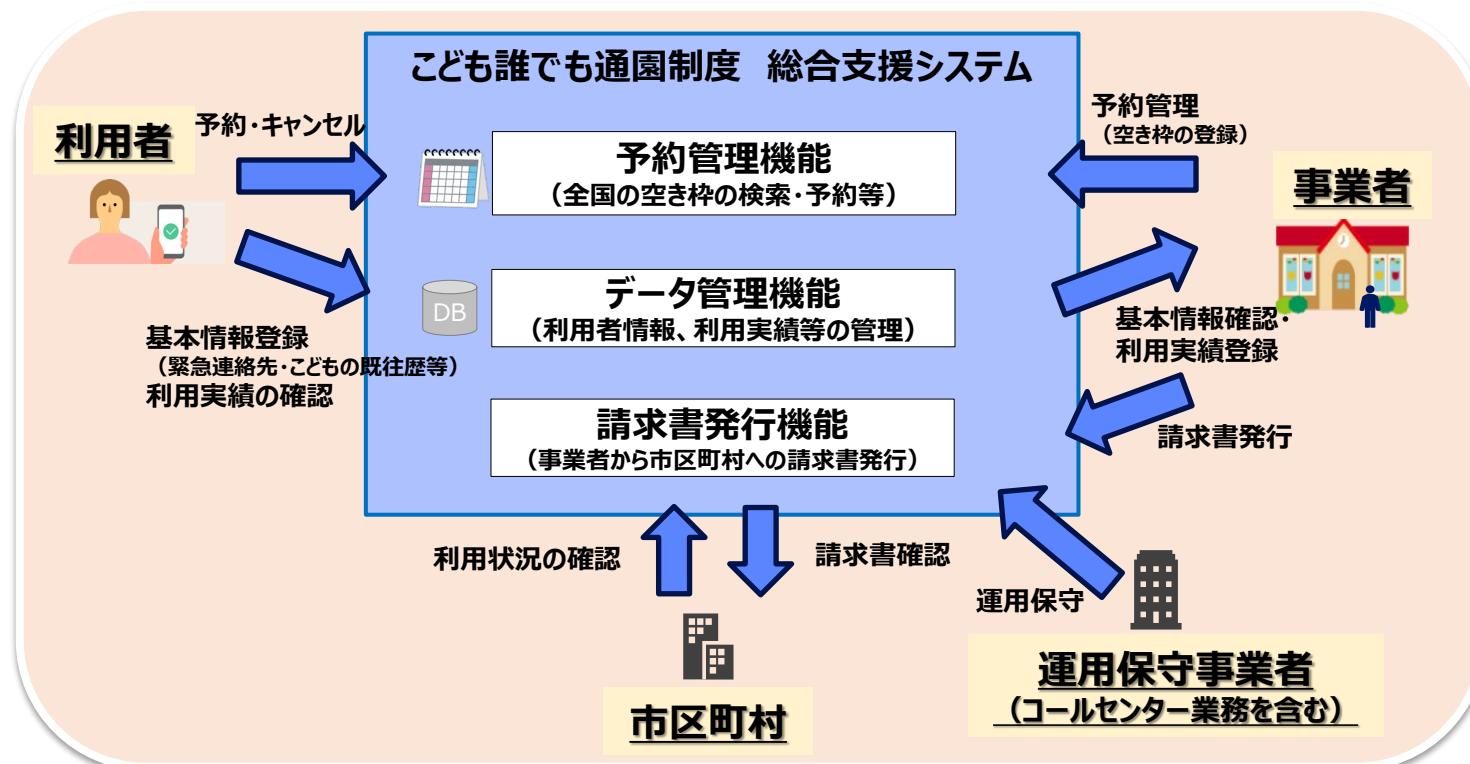
※3 保育所の設備基準に従って、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けるとともに、食事の提供を行う場合には、必要な設備を備えること等児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

総合支援システムについて

こども誰でも通園制度総合支援システムの概要

概要

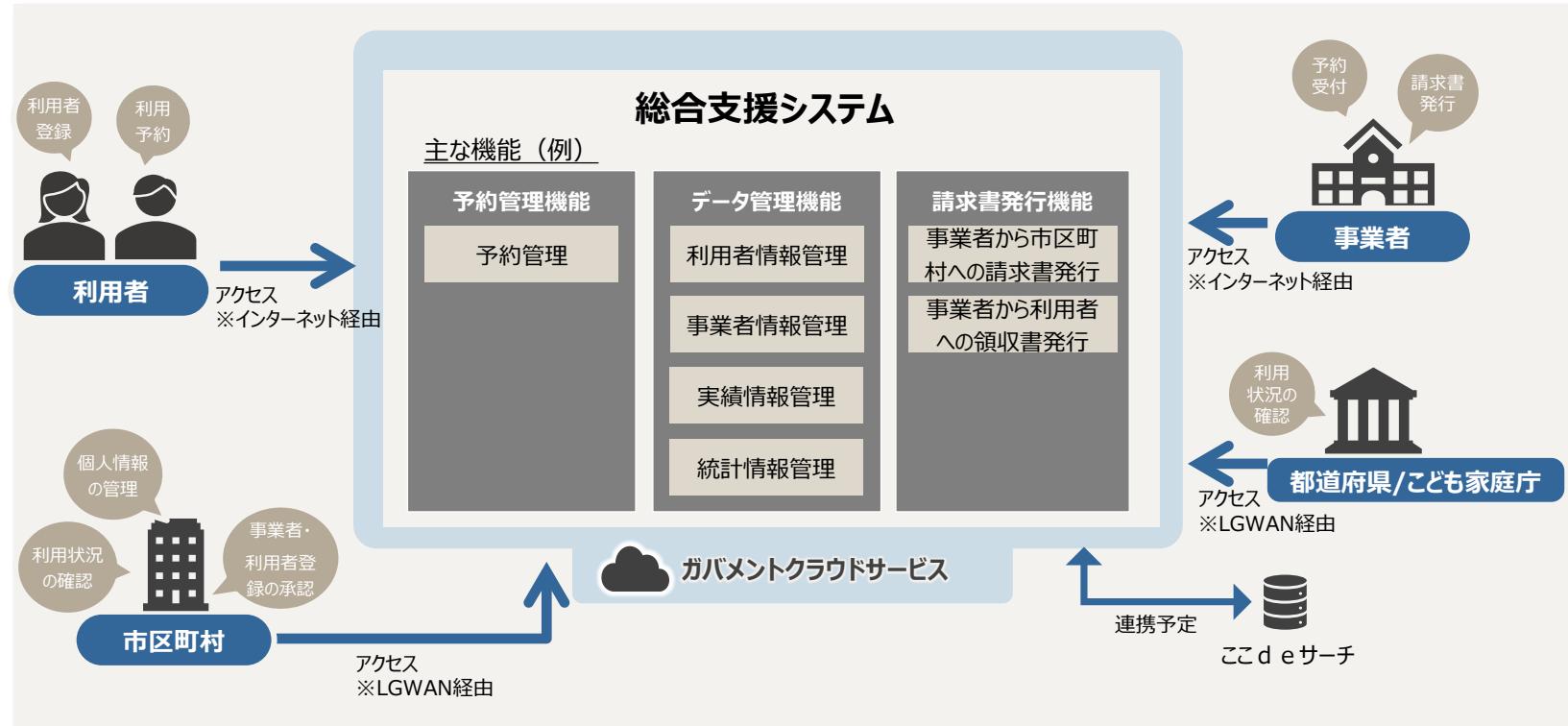
- 令和7年度から、制度の円滑な利用やコスト・運用の効率化を図るため、各市区町村・事業者・利用者が利用できる「こども誰でも通園制度総合支援システム」が運用開始。
- 総合支援システムにより、利用者は空き情報の検索や予約、事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理・自治体への請求書発行、市区町村は利用状況の確認や請求書の確認などを行うことができるようになる。
- 都道府県は管轄する市区町村の利用に関する統計情報を閲覧することができる（個人情報の閲覧はできない）。



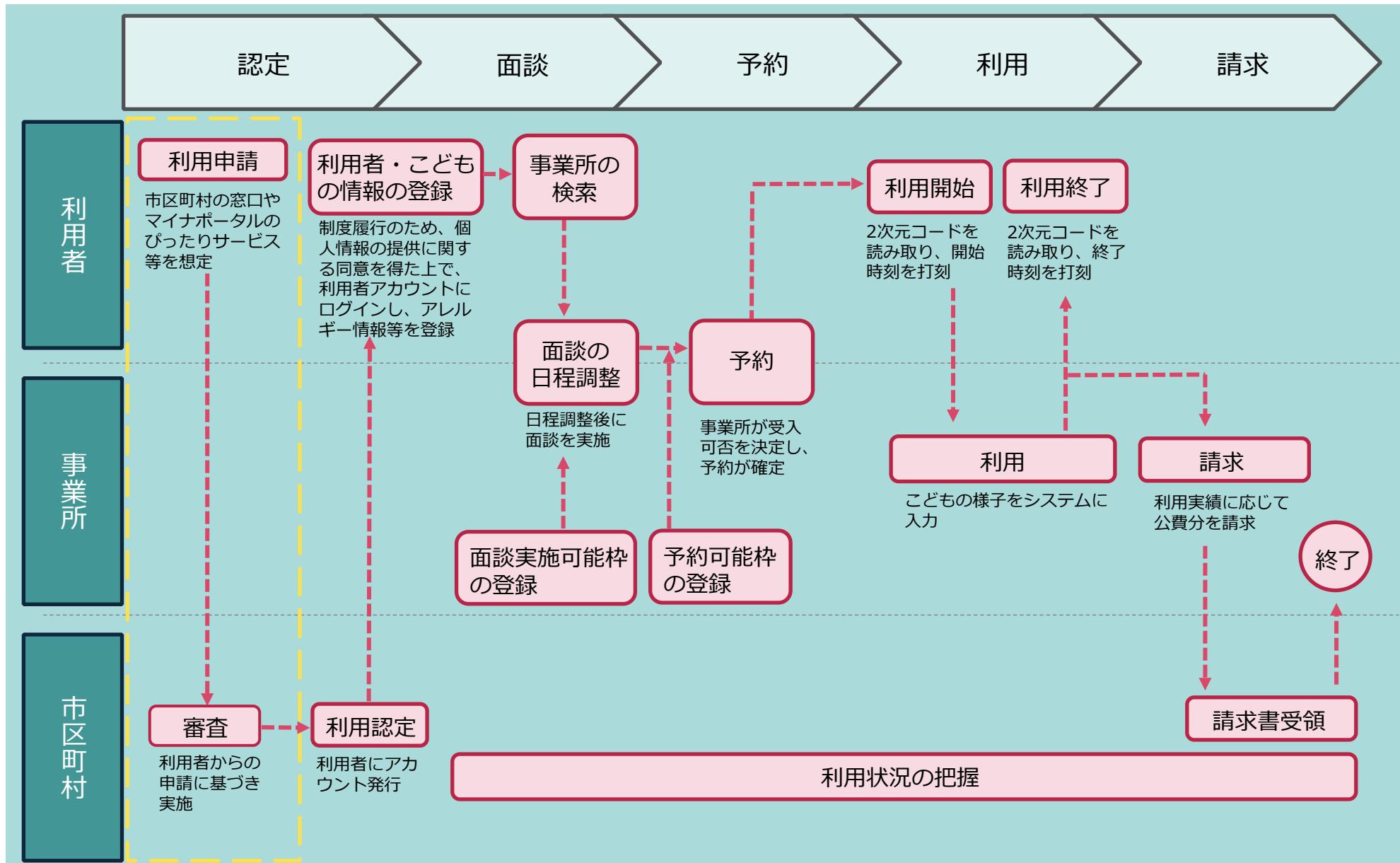
(参考) こども誰でも通園制度総合支援システムの概要

概要

- ガバメントクラウド上に総合支援システムを構築。
- 利用者および事業者はインターネット経由、市区町村・都道府県・こども家庭庁はLGWAN経由でアクセス。
- 個人情報は市区町村が管理。（都道府県・こども家庭庁は個人情報の閲覧はできない）
- 事業者情報はここdeサーチとの連携を予定。



こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



「」は、R7の総合支援システム範囲外であるが、今後の機能改修において、実装を検討中。

こども誰でも通園制度総合支援システム画面

利用者

こども誰でも通園制度実施事業所の検索画面



- ・地域や利用条件を入力し、適合する事業所を地図上に表示
- ・検索して出てきた施設の情報を確認

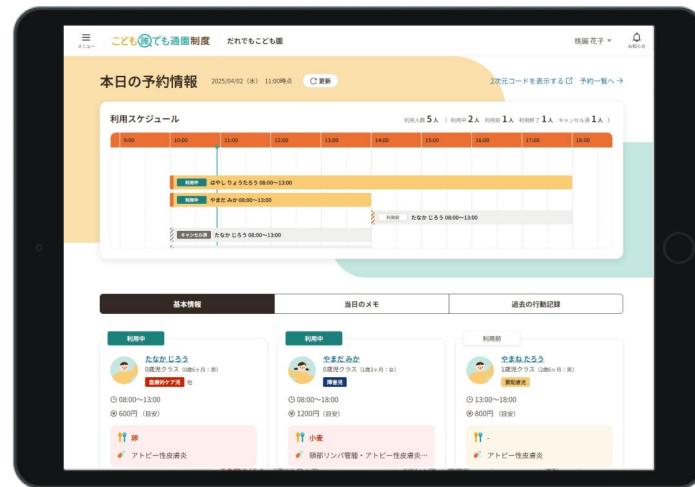
利用予約の画面



- ・当月の残りの利用可能時間の表示
- ・カレンダーから事業所の利用可能時間を確認し、利用したい時間を予約

事業所

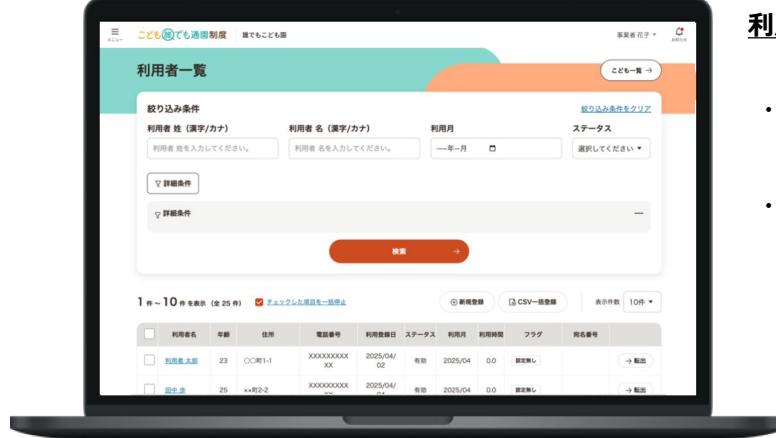
予約情報の確認画面



- ・氏名、年齢、利用時間、アレルギー情報など、日ごとに利用者の情報を一覧で表示

市区町村

利用状況などの利用者情報の確認画面



- ・市区町村に登録されている利用者の情報の確認
- ・誰がいつどこの事業所を利用したか等の利用状況の把握

※システム運用開始後も、実際の運用の状況や利用者や事業者、市区町村の意見等を踏まえ、利便性の向上や効果的・効率的な制度運用に資するよう、必要な改修を行っていく。

システム利用のメリットと利用者の声

システムを導入することで情報管理や業務を効率的に行うことができます。
すでに利用を開始されている方々からも前向きなコメントをいただいております。

| 導入の メリット | ユーザー | 利点 | 概要 |
|-------------|-----------|--------------|--|
| | 自治体 職員 | 情報管理の 効率化 | <ul style="list-style-type: none">利用者の予約枠や実績管理が容易になります。統計データ出力機能により、制度利用者の利用時間や利用人数等の情報を自治体は一元管理・把握することができます。 |
| | 事業所 職員 | 業務効率化 | <ul style="list-style-type: none">予約受付がWebに一元化されます。請求書発行機能により、事業所の請求書発行業務が効率化されます。 |
| | 利用者 | 利便性向上 | <ul style="list-style-type: none">事業所の検索から予約まで、スマホで簡単に操作が可能です。お子さまの情報等をシステム上で管理でき、即座に事業所に連携できます。 |

| 利用者からの コメント |  | <p>自治体職員</p> <ul style="list-style-type: none">- 実績をシステムで集計でき、報告の手間が減った- システムを導入することで郵送に係る業務と郵送代の削減につながった |
|----------------|---|--|
| |  | <p>事業所職員</p> <ul style="list-style-type: none">- こどもの行動記録についてこれまで手書きで対応していたのに対し、システムで対応可能となり業務負荷が軽減された |
| |  | <p>利用者</p> <ul style="list-style-type: none">- 特に悩まず予約まで完了できる- ひと目で見れるので残りのチケット数がわかりやすい- (自治体に対して) 利用者から操作に関する問合せは少ない |

手引について

- 実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、この制度の趣旨目的を理解するとともに、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、適切に事業を実施する上で参考となる事項をお示しする。

目次

～R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』の記載ページ～

I 基本的事項

①制度の意義

1. 基本的な考え方 … p4
2. 子どもの成長の観点からの意義 … p4
3. 保護者にとっての意義 … p5
4. 保育者にとっての意義 … p6
5. 事業者にとっての意義 … p7
6. 制度の意義を実現するための自治体の役割 … p7

②令和7年度の制度の概要

1. 制度の概要 … p8
2. 事業の全体像 … p10

II 事業実施の留意事項

- ①共通事項 … p21
- ②通園初期の対応 … p27
- ③年齢ごとの関わり方の特徴と留意点 … p29
- ④特別な配慮が必要な子どもへの対応 … p32
- ⑤計画と記録 … p39
- ⑥保護者への対応 … p41
- ⑦要支援家庭への対応上の留意点 … p42
- ⑧その他 … p45

III その他の留意点等

- ①個人情報の取扱いについて … p46
- ②他制度との関係 … p47
- ③職員の資質向上等 … p48

I 基本的事項：制度の意義

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p4~5より抜粋)

基本的な考え方

- ▶全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは極めて重要であり、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが求められる。
- ▶こども誰でも通園制度は、子どもの成長の観点から、「**全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する**」ことを目的としている。

子どもの成長の観点からの意義

- ▶家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
- ▶同じ年頃の子ども同士が触れ合いながら、**家庭だけでは得られない様々な経験**を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
- ▶年齢の近い子どもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらす。

I 基本的事項：制度の意義

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p5~6より抜粋)

保護者にとっての意義

- 専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる。
- こどもへの保育者の接し方を見ることにより、子どもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、**保護者自身が親として成長することができる**。
- 様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が**子育てにおいて社会的資源を活用すること**にもつながる。

保育者にとっての意義

- これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、**保育者として有する専門性を地域の子どもの育ちのためにより広く発揮できる**。
- **在宅で子育てをする保護者に対して**、家庭の中だけでは気づかない子どもの姿や育ちについて伝えることで、こどもや子育てへの肯定感を支えるとともに、子育ての孤立感や不安感の解消につなげていくなど、保護者に対しても**その専門性を発揮することができる**。

I 基本的事項：制度の意義

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p7~8より抜粋)

事業者にとっての意義

- ▶ 地域の様々な関係者との連携が新たに生まれたり、関係が深化したりするなど、地域社会との関係が広がり、地域のこどもと子育て家庭を支援する社会資源として地域社会において頼られる存在となる。
- ▶ 定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、発展させていく可能性が広がったりする。

制度の意義を実現するための自治体の役割

- ▶ こども誰でも通園制度は、広く子どもの育ちを支える制度であるとともに、要支援家庭等を早期に把握したり、適切なサポートにつなげたりする新たな機会としての意義も含むこと等、関係者間で認識を共有していくことが求められる。
- ▶ 各施策の担当者のみならず首長や教育長をはじめ、関係する職員が部局横断的に、制度の意義について共通理解をもって取組を進めることが重要である。

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p8~9より抜粋)

制度の概要

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

- こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。
- 0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもが対象。

«事業者»

- 多様な主体の参画を認める観点から対象施設（※）は限定をせず、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）において定められている基準を満たし、適切に事業を実施できる施設であれば、市町村が認可をすることが可能。

※主な場所としては、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等を想定。

- 国が定めた設備運営基準に基づき、各市町村において条例を制定。

«指導監督»

市町村は、設備運営基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等を行う。

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p10~12より抜粋)

事業の全体像

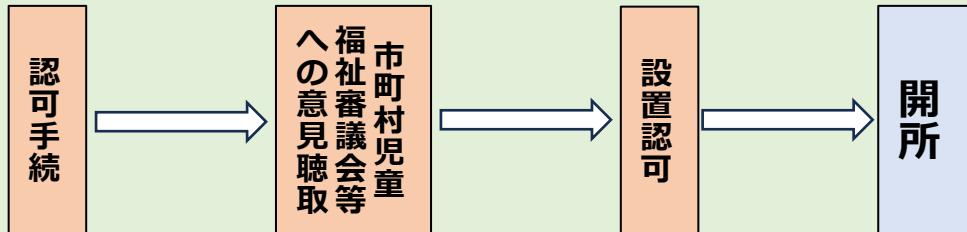
※本制度 = こども誰でも通園制度とする

«事業の実施方法»

本制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認められた事業者が実施。

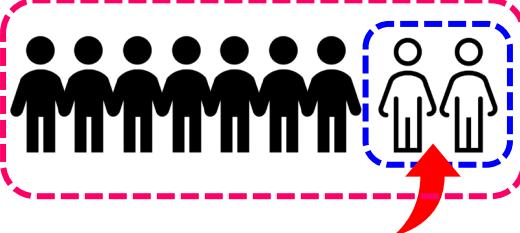
«提供内容の検討»

①実施方法



余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、
7人の在籍児童しかいない場合、
保育士は3名以上配置。※1



**2名の在籍定員の空き枠を活用し
誰でも通園利用児童を受け入れる**

※1 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施が可能。定員内での受け入れのため、基本的に各クラスの保育者による受け入れが基本。

一般型 (在園児合同)

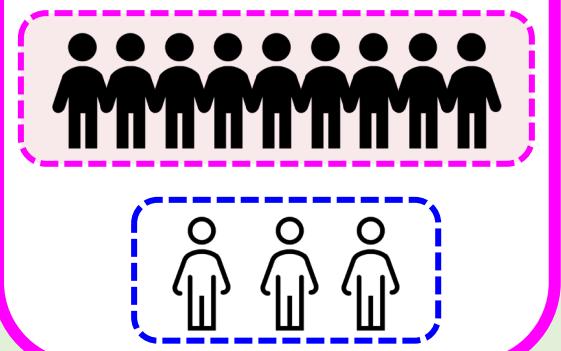
例えば、0歳児・9人クラスの場合。
クラスの定員枠とは別に、
クラス内に誰でも通園利用枠を設け、
且つ専任の保育士を配置。※2



※2 こどもに関する職員は、在園児の保育体制とは別に、設備運営基準第22条に則り、乳児おおむね3人に対して従事者1人、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に対して従事者1人以上を配置。なお、従事者の半数以上が保育士となること、配置する従事者が2人を下回らないことを遵守する必要があります。

一般型 (専用室独立実施)

クラスとは別に、
誰でも通園専用室を設け、
専任の保育士を配置。※3



※3 基本的に本制度の対象となるこども同士で過ごす形態。活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能。独立施設実施の場合も同様

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p12~14より抜粋)

事業の全体像 《続き》

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

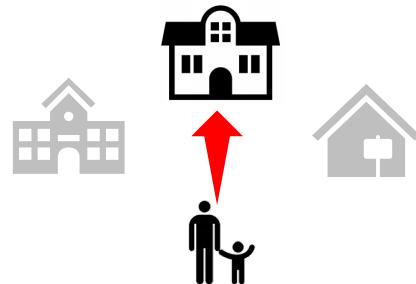
②受け入れる子どもの年齢、時間枠等

受け入れる子どもの年齢、時間枠は、適切な環境と体制を提供できることを前提とした上で、事業所の実情に応じ設定。

③利用パターン

定期利用

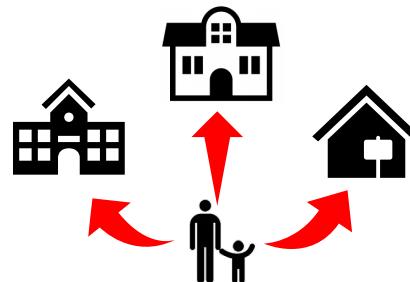
利用する事業所を限定したり、
さらに利用する曜日や時間帯を固定する等、
特定の事業所を利用する方法。



※定期利用を行うことによって、保育者と子どもの関係が構築される・
保護者との関係構築においても効果的であると考えられ、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者の確保がしやすい状況
になることが期待。

柔軟利用

子どもの状況や保護者のニーズに合わせた
利用方法で、子どもに合う事業所を見つけるまで
の利用や、里帰り出産におけるきょうだい児の
利用等について、柔軟に利用する方法。



※保護者の都合のみで一時的に用事先近辺の事業所に預ける等の利用は、
制度本来の趣旨である「子どもの育ち」を考えると、望ましい利用方法
とは言えません。このような場合には、まずは、一時預かり事業を利用
することが考えられる。

子どもの育ちの観点から、特定の事業所と関係性を構築しながら継続的な利用を図りつつ、その際に利用パターンを組み合わせて運用していくことも考えられる。

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p14~16より抜粋)

事業の全体像 《続き》

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

④食事の提供

食事の提供を行うかどうかを検討のうえ、提供する場合、その内容を検討。

⑤親子通園

慣れるまで時間のかかるこどもに対する対応として、「親子通園」を取り入れるかどうかを検討し、実施する場合、本制度の意義に則り、親子通園が長期間になることがないよう留意し、実施回数及び期間を検討。

⑥特別な支援が必要な場合の対応

各事業所においては、障害のあるこども、医療的ケア児、言語面・文化面等で個別的な対応が求められる外国籍児童など、特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れにあたり、自治体と連携しながら、それぞれの特性や状況に応じた支援について、事業所としての対応内容を検討。

⑦こどもへの関りや遊びの内容

本制度においては、保育所保育指針に準じ、利用することも及びその保護者の心身の状況等に応じて支援が提供されなければならない（設備運営基準第23条）こととされており、リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものを本制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではない。

⑧その他

利用に当たりキャンセルが行われた場合の対応について定めておくことが必要。

利用中にこどもの体調が急変した場合の対応や、事故発生時の対応、災害発生時の対応等について定めておくことが必要。適切な医療機関と連携体制を確保しておくよう努める。

市町村及び事業所においては、利用者が事業者に対し、不満や疑問を抱えた場合に相談できる体制整備をおこない、その旨、利用者へ周知。

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p16~17より抜粋)

事業の全体像 《続き》

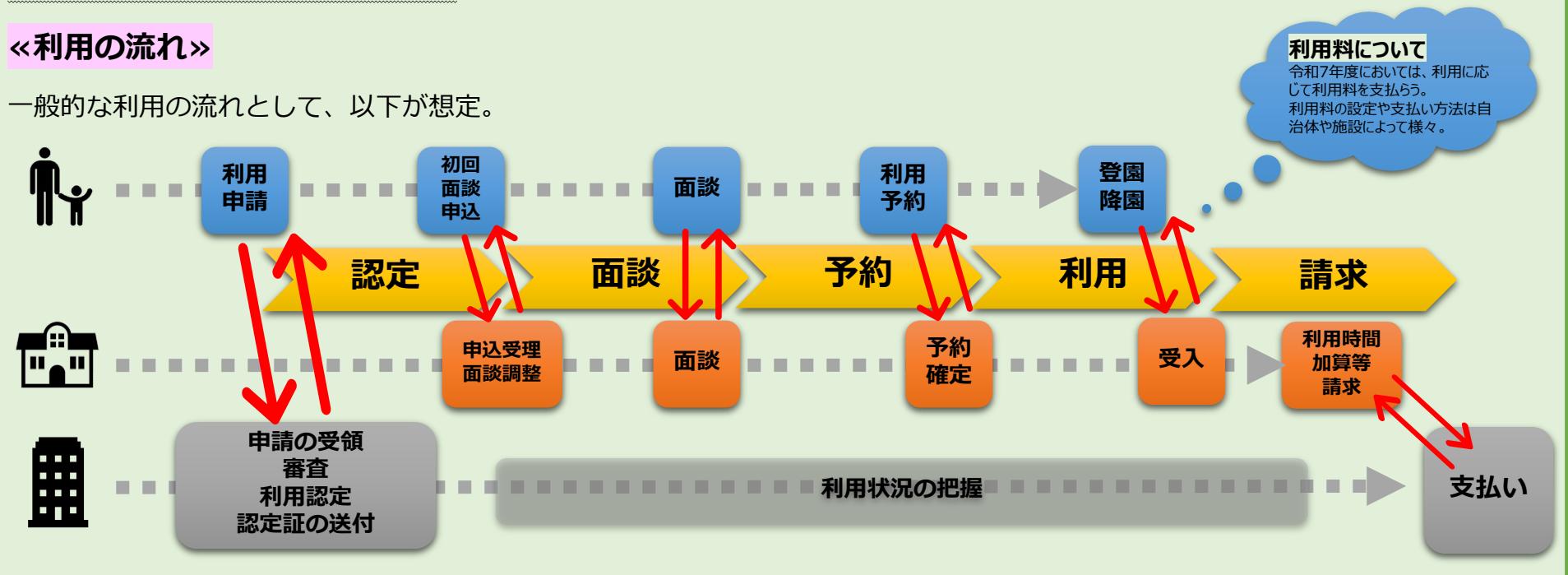
※本制度 = こども誰でも通園制度とする

《施設等類型に則した実施に当たっての創意工夫》

施設等類型に応じた様々な創意工夫の在り方が考えられるため、事例集にお示しする好事例を参考に、**施設等類型それぞれの良さを生かした運営を心掛けることが重要。**

《利用の流れ》

一般的な利用の流れとして、以下が想定。



I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p17~18より抜粋)

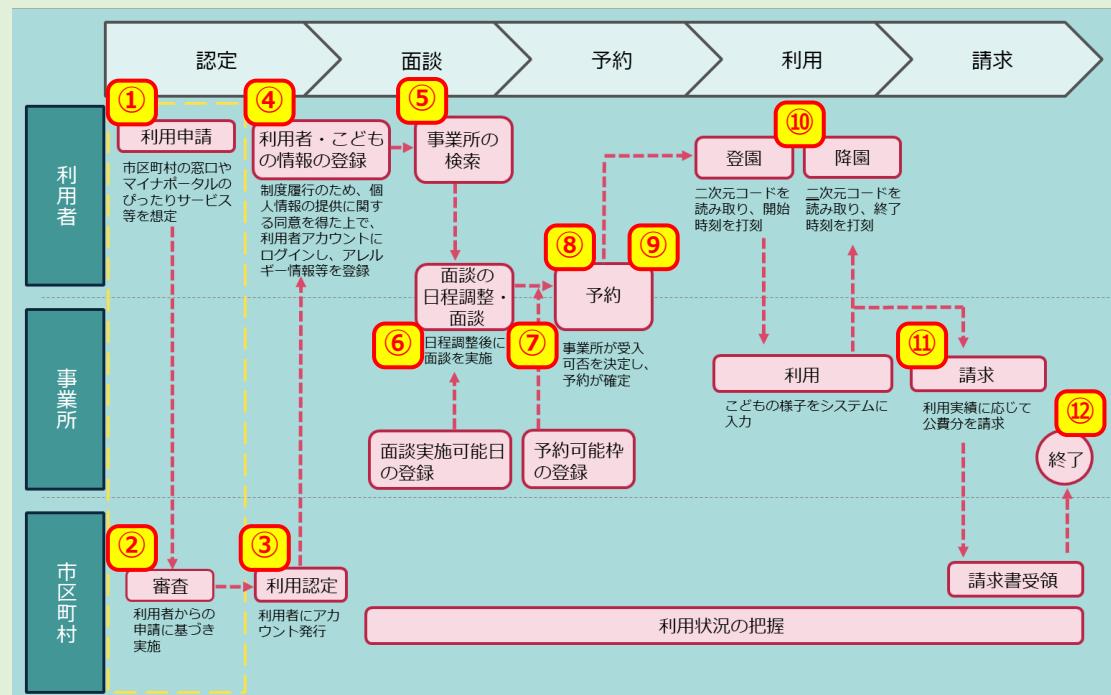
事業の全体像《続き》

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

《こども誰でも通園制度総合支援システム》

①利用者が予約できる（予約管理）、②事業者が子どもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認したりできる（データ管理）、③事業者が市町村へ請求書を発行することができる（請求書発行）、3つの機能を併せ持つシステム。

こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



- ①利用者は、市町村の窓口やマイナポータル、各市町村が提供するオンラインサービスにおいて、本制度の利用を申請。
- ②申請を受領した市町村の担当者は、申請者に利用資格があることを確認したうえで、システム外で利用認定。
- ③自治体がシステムに利用認定を行った者（利用者）を登録すると、利用者に対してメールにてログイン ID が発行され、ログインすることで認定証を確認できるようになる。
- ④利用者はログイン ID でシステムにログインし、アレルギー情報等の施設を利用に当たり必要な子どもの情報の入力。
- ⑤利用者はシステム上で利用施設を検索、選定し、施設に対して初回面談の申込み。
- ⑥施設は申し込みの連絡を受けて、面談日の日程調整。
- ⑦施設は、面談により、保護者に子どもの情報や利用に関する情報等について確認。伝えます。面談は、こどもが利用する際に安全かつ安心して利用できるようにするために必要なプロセス。
- ⑧面談が終わった施設について、利用が可能となります。利用者は、システム上であらかじめ事業者が登録した施設の空き状況を確認しながら予約。
- ⑨施設において、予約の状況や体制を確認し、受入可能であればシステム上で予約の確定を行います。利用者にはシステムからメール及びシステム内の通知機能で連絡。
- ⑩予約日に施設を利用。登降園時に二次元バーコードを読み込むことで、登降園の時刻がシステムに登録。利用に応じて利用料を支払います。事業者側で徴収した利用料をシステムに登録し、システム上で領収書を確認することができます。
- ⑪利用時間に応じて、請求金額が自動計算。システム上で、自治体に対し請求。
- ⑫施設からの請求内容を確認し、支払い手続。

〔 〕は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p18~19より抜粋)

事業の全体像 『続き』

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

『関係機関と連携した支援』

- 認定の申請をする人と申請をしない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを自治体が把握し、こうした情報を活用して、支援が必要な児童等の把握につなげ、関係機関とも連携し、要支援家庭等のこどもへの対応を充実させていくことが期待。
- 本制度の利用の仕方に着目して、支援の必要性を検討し、継続的な状況把握の対象に位置付け、こども家庭センターを中心に効果的な支援につなげていくことが想定。

Ⅱ 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p20~21より抜粋)

事業実施の留意事項

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

- ▶ 乳幼児期は、安全が守られ、安心して過ごすことができる環境のもと、周囲の人やものとの相互的な関わりを通して、心身が成長・発達していく時期。この時期は、とりわけ、身近な人との応答的な関わりの中で、その後の発達の土台ともなる自己肯定感や他者への信頼感などが育まれていくことが大切。
- ▶ 「はじめの 100 カ月の育ちビジョン」で述べられているように、幼児期までのかどもの育ちにおいては、安定した「アタッチメント（愛着）」を安心の土台として、多様な人やモノ・環境と関わる豊かな「遊びと体験」を通して外の世界へ挑戦していく「安心と挑戦の循環」が重要。
- ▶ 本制度において、こうしたかどもの育ちを支えていくための関わりや保育の環境を提供するにあたっては、「保育所保育指針」を十分に理解した上で、以下の内容に留意すること。

«こども誰でも通園制度と保育所保育指針»

こども誰でも通園制度における事業の内容については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準で、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。」とされています。

こどもと保育士が同じ顔触れで日々過ごす保育所とこども誰でも通園制度では、こどもとの関係性などの条件に違いがありますが、保育所保育指針が示す、第 1 章「1. 保育の基本原則」「2. 養護に関する基本的事項」に関する記載、第 4 章「1. 子育て支援に関する基本的事項」のように共通に重要な記載や、第 2 章「保育の内容」のように関係性の違いに留意しつつ、こどもの経験、活動を考えいく上で十分参考となる記載があります。また、第 3 章「健康及び安全」については、こどもが過ごす場所としての安全・安心の確保の観点から、併設施設の有無やその特性、事業の実施内容に応じ、参照すべき記載内容があります。

保育所保育指針のこうした相違点にも留意しながら、こども誰でも通園制度を実施していくことが求められます。

II 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p21~23より抜粋)

①共通事項

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

①安全確保に必要な情報の共有

こどもを受け入れ、その育ちを支えていく上では、「**こどもの安全**」が**確保されることが大前提**であり、緊急連絡先やアレルギー対応の有無など、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は、実際にこどもを受け入れる全ての事業者において、**事前に把握しておく必要**がある。

②安全の確保

【安全管理】

- 本制度の実施に当たっては、保育所等と同様に、**安全計画の策定が法令で義務付けられている**。安全計画の策定等に当たっては、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を踏まえ対応する。
- なお、実施している中で事故が生じた場合には、「**教育・保育施設等における事故の報告等について**」に従い、速やかに報告。

【重大事故の防止】

- 睡眠中の配慮**として、こどもを一人にしないこと、寝かせ方に配慮すること、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、怪我などの事故を未然に防ぐことにつながるため、定期的にこどもの状態を点検すること。
- プール活動・水遊び中の配慮**として、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、役割分担を明確にすること。
- 食事中の配慮**として、こどもの食事に関する情報や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。食物アレルギーのあるこどもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。

II 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p23~25より抜粋)

①共通事項 〈続き〉

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

【事業所における虐待の防止と対応】

- 本制度を実施する事業者における虐待等については、設備運営基準において、「乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と規定されており、虐待等の行為が禁止。
- 本制度は、子どもの成長の観点から、「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としているものであり、子どもの安全・安心が最も配慮されるべき本制度において、虐待等はあってはならず、虐待等の発生を未然に防がなければならない。

虐待等の未然防止に当たっては、各職員や事業者単位で、日々の子どもとの関わりにおける振り返りを行うこと、職員一人ひとりが子どもの人権・人格を尊重する意識を共有することが重要。

虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応として、事業者は状況を正確に把握するとともに市町村に設置されている相談窓口や担当部署に対して、把握した状況等を速やかに情報提供・相談し、今後の対応について協議する必要がある。

自治体の対応として、

- 虐待等と疑われる事案の相談や通報を受けた場合には、まず、担当部局等において、対応方針を協議し、方針を定めることが必要となり、市町村・都道府県間で適切、迅速に情報共有を行うことも重要。
- 対応方針の協議を行ったうえで、速やかに事実確認、立ち入り調査等の対応を講じ、虐待等に該当するかどうかを判断し、状況を丁寧に把握したうえで、当該事業者に対して、書面指導や改善勧告等による、改善の指示を適切に行う必要があるとともに、その後のフォローアップが求められる。

【児童虐待対策】

保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育を特に支援する必要があると思われる場合に、事業者は速やかに市町村等の関係機関と連携を図ることが極めて重要。

虐待の予防として、送迎の機会等を通じて保護者の状況等を把握したり、保護者からの相談を受けたりする中で、保護者が抱える子育ての悩みや不安等に気づくことで、適切な支援につなげることが可能。

虐待への対応として、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村やこども家庭センターなどの関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図る必要があり、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図る。

II 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p25~27より抜粋)

①共通事項 «続き»

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

【災害への備え】

火災や地震などの災害の発生に備えマニュアルを策定、避難訓練の実施など。

【体調不良や傷害】

体調不良や傷害が発生した場合、保護者に子どもの状況等を連絡するとともに、適宜、嘱託医やかかりつけ医と相談するなどの対応が必要。

【衛生管理】

子どもが安心して過ごすことができるような環境を整え、常に清潔な環境を保つことができるよう、日頃から清掃や消毒等を行うことが大切。

【食事の提供について】

- ・ **食事の提供を行うか、行わないかについては事業者が判断。**特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応が可能かどうかを検討の上で、自園で調理し提供を行うか、持参方式とするなどを決定し、利用者に対応状況が分かるよう周知を行う。
- ・ 提供を行う場合、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応など、適切な実施体制を確保。

【低年齢児の受け入れを初めて行う事業所について】

初めて低年齢児を受け入れる際は、設備運営基準を遵守することはもとより、低年齢児の保育に関する基本的な理解を有するスタッフの確保や必要な物品を含む環境の整備が可能か等について、十分に検討を行う。

【こども誰でも通園制度の特性に応じた運営】

子どもによって在園時間や利用頻度が違うこと、日々利用する子どもが異なること等、**保育所等における保育とは状況が異なることを踏まえて運営**することが求められ、施設長や運営に責任を持つ役職者には、こうした本制度の特性を考慮した適切な運営を行なうことが求められる。

II 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p27~29より抜粋)

②通園初期の対応

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

- 通園を始めるに当たっては、子どもの安全・安心を確保するために、施設と利用者との間で必要な情報を、システムや事前の面談、親子通園等を通じて、把握し共有。
- 通園初期には、こうして得た情報を活用しながら、子どもが新しい環境に慣れ、安心して過ごすことができるよう配慮した受入れを行うことが必要で、特に、慣れるまでに時間がかかる子どもに対してどのようにフォローしていくかという観点について、子ども一人ひとりの状況等に関して、職員間で情報や認識を共有し、対応していく。

(1)システムによる情報共有

自治体による認定者の登録及び利用者による利用子どもの情報登録によりシステム上登録された情報について、利用者の同意に基づき、事前面談や利用の予約を入れた事業所にシステム上で共有される。

(2)事前面談

初回利用の前に、保護者（利用子どもも同席することが基本）と事前の面談を行い、制度の意義や、利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、子どもの特徴や保護者の意向等を把握。

(3)親子通園について

- 「親子通園」を取り入れることで、子どもも親も不安を感じずに通園できるとともに、保育者も親子の様子を確認しながら子どもを受け入れ、関わっていくことができ、親子にとっても保育者にとっても安心につながることが期待される。
- 子どもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態になることがないよう留意する必要があり、親子通園の実施期間については、本制度の趣旨を正しく理解し、適切な実施期間となるよう留意。親子通園を利用の条件とすることは適当ではない。

II 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p29~31より抜粋)

②通園初期の対応 «続き»

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

(4)利用子どもの保護者とのコミュニケーション

通園の送り迎えの機会を捉えた保護者とのやりとりや、保護者連絡アプリ、連絡帳によるやりとり等を通じ、施設での子どもの様子や、家庭での子どもの様子について共有を行うことが重要。

(5)短時間からの利用について

保育所等において通園初期に子どもが新しい環境に慣れるために、園にいる時間を短時間から徐々に伸ばしていく利用の仕方を導入する場合があるが、子どもの様子を保護者と共有しながら、子どもが園で過ごす時間をどのように調整するか、保護者の意向も踏まえ検討。

③年齢ごとの関わり方の特徴と留意点

- ▶ 本制度では、子どもが保護者や養育者以外の大人に親しみを感じ、安心できる他者に見守られるなか、発達にふさわしい魅力的な玩具や安全に配慮し整えられた環境、発達に応じて基本的な生活習慣が身についていきやすい環境など、子どもの育ちに適した環境が整えられていることが求められる。
- ▶ また、同年齢や異年齢の子どもと接することにより、子どもが多くを学び、子どもの育ちが促されることが期待できるため、子ども同士をつなぐ役割が保育者には求められる。
- ▶ 本制度における子どもへの関わりについては、場の特性や子どもの発達の特性を考慮して行うことが重要。

II 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p32~34より抜粋)

④ 特別な配慮が必要なこどもへの対応

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

(1) 障害のあるこども

障害のあるこどもも障害のないこどもも、本制度を利用できるように提供体制を整備していく必要がある。

【障害のある子どもの受け入れに関する情報提供】

市町村及び事業者はあらかじめ障害のある子どもの受け入れ方針について検討し、関係部局や保護者へ周知。

【障害のある子どもの受け入れの可能性の検討】

- 事業者においては、障害のある子どもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合、面談や文書等により子どもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握し、受け入れ可能性について検討を行い、正当な理由により受け入れが困難である場合は、具体的な理由とともに市町村に報告。
- 市町村においては、事業所の状況を踏まえ、障害のある子どもやその保護者が本制度を円滑に利用できるよう配慮を行う必要があり、日頃から関係部局及び関係機関と連携体制を構築するとともに、事業者同士の情報交換や連携の場づくりを支援することも有効。

【障害のある子どもの受け入れのための体制整備】

関係機関や保護者の理解・協力が欠かせず、障害のある子どもの受け入れに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受け入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関が連携して準備を進めることが求められる。

【子どもの特性を踏まえた関わりや家庭との連携について】

障害のある子どもとない子どもが共に育ちえるようにするための工夫を行い、支援を行っていくうえでは、子どもの保護者や家庭との連携が欠かせず、受け入れ中の様子や家庭での過ごし方を伝え合いながら、子どもについての理解を深め合うことや、保護者の抱えてきた悩みや不安などを理解し支えることで、地域で安心して生活ができるようになっていくことにつながっていく。

II 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p34~36より抜粋)

④特別な配慮が必要なこどもへの対応<続き>

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

(2)医療的ケアを必要とすることも

受入れに当たっては、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切。※「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」（令和6年）等を参考。

【医療的ケアを必要とすることの受入れに関する情報提供】

市町村及び事業者はあらかじめ医療的ケアを必要とすることの受入れ方針について検討し、その内容について関係部局や保護者へ周知。

【医療的ケアを必要とすることの受入れの可能性の検討】

- 市町村においては、利用認定時に医療的ケアを必要とすることを把握した場合、面談や文書等により子どもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握した上で、医療的ケアへの対応、事業所における受入れ可能性について検討。
- 事業者においては、医療的ケアが必要な子どもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合、市町村に対して受入れ可能性の検討を要請し、市町村とともに受入れ可能性の検討。

【医療的ケアを必要とすることの受入れのための体制整備】

- 関係機関や保護者の理解・協力が欠かせず、市町村及び事業者は、こども一人ひとりの特性・状態に応じた支援が行われるよう、医療・母子保健・障害福祉等の関係部局及び関係機関との連携体制を構築。
- 医療的ケアに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関等が連携して準備を進めることが必要。
- 受入れ事業者は、医療的ケアの内容を踏まえた支援計画の作成を行う。支援計画の内容は保護者と共有し同意を得るとともに、主治医や関係機関に確認を得る等、必要に応じて専門的見地からも問題がないか確認することが重要。

【医療的ケアを実施する際の留意事項】

看護師や認定特定行為業務従事者である保育士等が医療的ケアを行う場合には、医師の指示が必要。

【医療的ケアを必要とすることを含むこども同士の関わりについて】

単に医療的ケアを提供するのみではなく、医療的ケアを必要とすることを含む全ての子どもの育ちを支援していくことが求められ、こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切。

II 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p37~38より抜粋)

④ 特別な配慮が必要なこどもへの対応 «続き»

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

(3) 居宅への訪問～通園が難しいこどもへの対応～

本制度は、「通園」を基本とする制度だが、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害のあるこどもを想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについて、運用上可能としているが、そのこどもの特性や状態に応じて必要となるケアが保障され、安全が確保されることが前提であることから、居宅への派遣を行う事業者はこどもと保育者が安全・安心な環境の下で過ごすことができるよう、体制整備を行う必要がある。

【居宅への訪問が想定されるこども】

- ・ 医療的ケアの必要なこども等、疾患の特性・状態から免疫が弱く感染リスクが高い、外出による気温の変化などにより発作が起きやすい状態にあるこども。
- ・ 障害のあるこども等、自閉スペクトラム症（ASD）などで強い過敏、対人、環境変化などで外出が難しい状態にある、感覚が過敏で抱くことなども難しく情緒が不安定な状態にあるこども。

【居宅を訪問する場合の体制整備】

- ・ 事業者において、居宅を訪問する必要があるこどもや保護者から利用の相談を受けた場合、市町村と協議のうえ、利用を決定。
- ・ 当該こどもの保護者に対して、居宅を訪問する場合の実施内容や留意事項等についてよく説明し、同意を得た上で、必要な情報提供を依頼。
- ・ 居宅を訪問する者は、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める居宅訪問型保育研修を修了しておく必要がある。
- ・ こどもの障害特性や状態に応じ、適切な専門的支援が受けられるよう、医療機関や児童発達支援センター等の連携施設を確保する等、あらかじめ関係機関との連携体制を構築しておくことが重要。

【居宅を訪問する形態における留意事項】

- ・ 事業者は、あらかじめ事業所、保護者、連携施設との相談体制を構築し、居宅訪問を行う保育従事者が訪問中にこどもの対応について懐疑が生じた場合について、あらかじめ定めた連絡方法により連絡し、適切に指示を仰ぐ体制を整える。
- ・ 利用方法が居宅を訪問する形に固定されてしまうことで、通園できる状態に回復しているにもかかわらず、その機会を逸してしまうことがないよう、こどもの状態に留意しながら対応。

II 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p39~41より抜粋)

⑤計画と記録

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

(1)本制度における計画

子どもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりの子どもの実態に応じた個別計画を作成。

各事業所の方針に従い、その目標を達成するために、どのように子どもの育ちを支援するのかを示した全体計画の作成が必要。ただし、保育所等に併設されている事業所においては、その全体的な計画の一部として位置付けることも可能。

(2)本制度における記録

- ① 事業の実施内容確認の記録（活動や子ども、保護者に関するトピック等、職員間で共有すべき事項を簡潔に記録）
- ② 利用した児童の育ちに関する記録（利用子どもの特性や育ちの経緯）
- ③ **自治体が把握し、円滑な利用につなげるための情報**（システムを活用した、事業者間で共有する子どもの過ごし方等に関する情報）
- ④ **記録を活用した振り返り**
 - ・ 多様な利用形態のある本制度において、各事業所が一人ひとりの子どもに応じた関わりや遊びを通じた育ちの支援を行っていくためには、関わる職員が認識や見通しを共有していくことが重要。
 - ・ 振り返りの際、本制度は実施形態や利用子どもの利用の仕方により、子どもや保護者と保育者や事業者との関係性が多様であることを踏まえることが大切で、振り返りを通じて得られた見通しを、利用形態や頻度を考慮しながら次回以降の受け入れに生かしていくことができるよう、記録等の在り方を工夫していくことも重要。

II 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p41~42より抜粋)

⑥保護者への対応

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

- 本制度は、子どもの育ちの支援とあわせて、子育ての相談ができる場としての役割が期待。
- 保育の専門家である保育者からの支援を通じて、保護者の養育力を向上させ、家庭における子どもの育ちを充実させることにもつながることが期待。
- 本制度における子育て支援に関する基本として、以下の点が大切。
 - 各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、自己決定を尊重すること
 - 保育者の専門性や、同年代の子どもが一緒に過ごしている環境などの特性を生かし、保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めること
- 本制度が、地域の身近な生活環境にある子どもの育ちを支える場として、全ての子育て家庭にとっての拠り所になることが期待。

II 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p42~45より抜粋)

⑦要支援家庭への対応上の留意点

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

- ▶ 本制度の創設により、多くの未就園児が通ってくることから、支援を必要としているにも関わらずこれまで把握が困難であったこどもについて、児童虐待の未然防止や要支援児童等の早期発見に結び付けていくきっかけとなることが考えられ、また、様々な問題に不安を感じている保護者は、その悩みを他者に伝えることができず、問題を抱え込んでいる場合もある。
- ▶ こどもやその保護者等が支援を必要としている場合にいち早くそれに気づき、適切な支援に結び付けていくことができるよう、市町村、本制度の事業者それぞれにおいてアプローチが必要。

(1)市町村における保護者へのアプローチ

- 制度を知らない段階からのアプローチとして、例えば、伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業といった事業の中で、全ての保護者に対して本制度について周知
- 伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業等の中で要支援家庭等を把握した場合に、必要に応じて本制度に繋げる
- 要支援家庭の支援を行っている部署から、本制度の担当部署に対して、気になるこどもや家庭の申請状況や利用状況を確認等

(2)事業者が気になるこども・保護者を把握した場合のアプローチ

- 気になるこどもや保護者を把握した場合には、保育所等と併設している事業所では保育所等の園長や主任保育士等に相談することや、子育て支援センターや地域子育て相談機関を併設している事業所ではそれらの機関と連携して保護者が心配事を話せる機会を設けてみるなど、組織的な連携の下、保護者との信頼関係を構築。
- 事業所や併設する保育所等のみでこどもや家庭を支援することが難しいと判断した場合には、速やかに市町村（こども家庭センター等）や地域子育て相談機関、保健所等へ情報共有を行い、必要な対応について相談。

II 事業実施の留意事項

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p45~46より抜粋)

⑧その他

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

(1)令和7年度における広域利用の取扱い

- 居住する自治体以外で本制度を利用することについて、想定される利用方法として、『一時的かつ一定期間の利用が困難になる場合 里帰り出産』『地理的な制約から居住自治体での利用が困難な場合・隣接区域境越境利用』などが考えらる。
- 広域利用については、令和7年度は、自治体間で協定が結ばれているなど調整が行われていることを前提に利用可能。その場合においても、初めて通園する場合、利用施設との事前面談を行った上で利用可能。

(2)地域の実情に応じた実施

- 待機児童が生じている地域においては、保育の受け皿に与える影響を考慮したうえで、保育所等の定員外での整備を中心に進めていくことが考えられる。
- 人口減少地域においても、地域内に対象となる子どもが存在する限り、本制度を利用できる体制整備が必要。定員充足率が低下している地域においては、既存の保育所等を活用して、実施を積極的に進めていくことが考えられる。
- 必ずしも保育所を中心とした整備を進める必要はなく、それぞれの地域資源を活用した、地域の実情に応じた体制整備を進めることが大切。
- 本制度の実施に当たっては、更なる保育人材の確保が必要。都道府県を中心として、保育士・保育所支援センター等を活用して域内の人材確保に努めることが重要。

Ⅲ その他の留意点等

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p47~48より抜粋)

①個人情報の取扱いについて

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

- 本制度の実施に当たっては、アレルギーなど、子どもの安全を確保するために必要不可欠な情報は事前に把握しておくことが重要。

【事業における個人情報の取扱い】

- 個人情報は、利用の認定をした市町村において適切に管理。
- 市町村の管理する個人情報は、他の自治体に情報提供する場合は、利用者から個人情報の提供の同意を得て行い、認定の際に利用者に説明の上、予め必要な同意を得ておく。

【システム上において記録・共有される情報の取扱い】

- システムにおいて定めるプライバシーポリシーや利用規約に則り、記録や共有。
- 市町村の管理する個人情報は、他の自治体において確認することはできない。
- 施設は、利用者から当該施設の事前面談申込時に個人情報の閲覧の同意を得ることで、子どもの障害や要支援家庭などの要配慮個人情報を含めた個人情報を確認することが可能。
- 情報を、共有する範囲は『認定を受けた市町村及び利用したことのある事業所』、共有する期間は『本制度の対象期間中』。

利用者の同意に基づき、システム上で事業所に共有する事項

- 家族の状況、子どもの状況、発達の状況、子どもに関する記録

各事業所において必要となる詳細な情報や子どもに係る日々の記録

- 利用開始時の事前面談における保護者とのやり取りや子どもに係る日々の記録は、事業所内で支援の充実のために活用。
- 住所地の市町村及び子どもが利用する事業所が、子どもの好きな遊びやものなどについて共有し、毎日来ない子どもでも、保育者がスムーズに子どもに対応できるようにするために、システムに利用子どもの情報登録・共有。保育所における日々の記録というものではなく、当該子どもが他の事業所を利用する際に参考となるような簡潔な記録を作成。

Ⅲ その他の留意点等

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p49より抜粋)

②他制度との関係

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

【一時預かり事業との関係性】

子どものために、定期的に同月齢の子たちや、家族以外の大人と関わりが持てるといいんだけど…



こども誰でも通園制度

- ✓ 子どもの成長のために「通う」という考え方を基本とし、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援
- ✓ 保護者のニーズに関わらない利用
- ✓ 令和8年度から「給付制度」として実施。子どもにとって一定の権利性が生じ、また、全国どの自治体でも共通で実施。
- ✓ 全国共通で、月の利用時間上限があり、0歳6か月～満3歳未満の未就園児が対象。



家の用事で、一時的に預かってもらえるところ、ないかしら…



一時預かり事業

- ✓ 「保護者の立場からの必要性」に対応するため「預ける」という考え方を基本とする
- ✓ 保護者のニーズが生じた際に利用
- ✓ 実施主体である市町村が、地域のニーズに応じ「事業」として実施の判断をし、1269自治体※において実施。
- ✓ 補助事業として利用時間の定めはなく、実施自治体によって、対象年齢や上限の時間や日数を設けており、設定方法は様々。



※令和5年度実績

★一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するため支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備することを目的としている。

- 本制度と一時預かり事業を、同一事業所内において一体的に実施する場合、利用者にその利用目的に応じて適切に使い分けていただくことが大事であり、自治体はその点について十分理解した上で、両制度について案内する必要がある。
- 本制度と一時預かり事業を併用する子どもについて、利用する制度が切り替わることにより支援の内容が大きく変わること、担当する保育者が変わること等は望ましいことではなく、子どもの育ちを支える視点から、利用制度が切り替わったとしても一貫した支援を提供できるよう心掛ける必要がある。

Ⅲ その他の留意点等

(R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p50より抜粋)

③職員の資質向上等

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

(1)管理者の責務

- 制度及び事業の目的・意義を正しく理解する
- 本事業実施における目標の設定を行い、定期的に業務管理を行う
- 事業実施における必要な指示命令を行い、従事者に、運営に関する基準の規定を遵守させる
- 自身を含む従事者の研修等人材育成を行う
- 定期的に、本事業や自身を含む従事者の評価を行う
- 市町村・関係機関・地域連携施設に対し、スムーズに連携がとれるよう、日常から関係構築に努め、必要に応じて情報収集や情報共有し連携をおこなう

(2)研修

保育士を含めた従事者が、制度の理解を踏まえた専門性が発揮できるよう、市町村・実施事業所は適切に研修等の機会を設ける。

- 制度の意義と特性の共通理解、振り返りを行う研修
- 配慮が必要なこどもや家庭への対応についての研修
- 低月齢の保育に関する研修
- 保護者支援に関連した研修 など

保育士資格を有しない従事者については、本制度に従事する前に、子育て支援員研修等を受講することで、必要な知識や技能等を習得。

(3)職員のメンタルヘルスへの配慮

本制度においては、多くのこどもと短時間の関わりを繰り返すこととなり、家庭への対応を含め、通常保育と異なることで、保育者一人ひとりに負担がかかる可能性がある。事業者は、こうした点に十分配慮したうえで、保育者への定期的なヒアリングを実施し必要に応じた対応を行う、特に経験の浅い保育者には管理職等がしっかりと伴走する、といった対策を講じることが重要。

こども誰でも通園制度関係情報一覧

※こども家庭庁ホームページ内『こども誰でも通園制度』のページに、以下掲載

・ こども誰でも通園制度について | こども家庭庁

【2025.6末時点】

- [こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト](#)
- [誰でも通園制度紹介動画](#)
- こども誰でも通園制度の実施状況 ※[随時更新予定](#)



«実施に関する手引等»

- [こども誰でも通園制度の実施に関する手引](#)
- [利用者向けリーフレット](#)
- [事業者向けリーフレット](#)

«通知等»

- [【実施要綱】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について](#)
- [【通知】乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて](#)
- [【通知】乳児等通園支援事業の認可等について](#)

«会議等»

- [こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6）](#)
- [こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（R5）](#)

«調査研究»

- [こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究（概要版）](#)
- [こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究（報告書）](#)
- [こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究（報告書別冊）](#)

